

ネットいじめ等を防ぐためのチェックポイント

ネットいじめの特徴



言葉の勘違いからトラブルに。あっという間に仲間はずれになる。



絶え間なく、悪口が書き込まれるため、被害が短期間で極めて深刻になる。家にいても心が休まらない。



無断で個人情報をばらまかれたり、加工されたりして、個人攻撃に発展することがある。



大人がいじめの実態を把握することが難しい。見えにくいいじめが発生する。

(文部科学省：「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」を参考に作成)

次のことを親子で確認しましょう

- 子どもたちを守るために、フィルタリングを設定していますか
- 家族で、会話でのコミュニケーションを大切にしていますか
- 家庭内でルールを決め、ルールが守られているか、また、見直す必要はないなどについて、定期的に話し合っていますか
- 家庭内のルールは保護者も守り、子どもたちに手本を示していますか
- インターネット上に、人の嫌がることや悪口を書き込んでいませんか
- インターネット上に、名前・住所・顔写真などの個人情報を安易に載せていませんか

一人で・家族で抱え込まず、気がかりなことがあれば、まずは相談を！

関係機関名(相談窓口名)	電話番号	利用時間帯
24時間子供SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)	0120-0-78310	24時間受付可
いじめ緊急ホットライン (各教育事務所)	北 0120-377-914 中央 0120-377-904 南 0120-377-943	8:30~17:15
やまびこ電話 (県警本部)	018-824-1212	24時間受付可
子ども・家庭110番 (中央児童相談所)	0120-42-4152	8:30~17:15
子どもの人権110番 (秋田地方法務局)	0120-007-110	8:30~17:15

お問合せ 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課
TEL : 018-860-5148 FAX : 018-860-5136 E-mail : gikyo@pref.akita.lg.jp

いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭・地域向け)



子どもたちは、互いの個性や価値観の違いを認め、自分や他人を大切にすることで、安心・安全で快適な学校生活を送ることができます。

いじめのほとんどは、冷やかしやからかいなどのささいな行為ですが、こうした行為が、いじめを受けた子どもの学校生活を送る権利を犯し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時にはその身体又は生命に重大な危険を生じさせてしまうのです。

子どもたちが安心して生活できる環境をつくるために、家庭が地域・学校・関係機関と連携して、次の二つのことを行っていきましょう。

いじめは絶対に許されない行為であることを子どもに教えましょう。

いじめられている子どものSOSを見逃さず早期発見に努めましょう。

平成30年度
秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋田県教育委員会

いじめを正しく理解していますか？

「いじめ」とは（文部科学省ホームページより）

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

いじめの種類	具体例
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none">・あだ名、悪口を言われる・「きもい」「死ね」などの言葉を言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる	<ul style="list-style-type: none">・遊びや活動の際、仲間に入れてもらえない・席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする
暴力をふるわれる	<ul style="list-style-type: none">・遊びと称して叩かれたり蹴られたりする・わざと体を当てられる
金品をたかられたり、盗まれたりする	<ul style="list-style-type: none">・脅されて物品や金銭を要求されたり、おごることを強制されたりする・お金や持ち物を盗めたり、隠されたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる	<ul style="list-style-type: none">・机や壁に悪口を書かれる・人前で服を脱がされる
パソコンや携帯電話・スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none">・SNS等に誹謗中傷を書かれたり、許可なく画像や動画を掲載されたりする・いたずらや脅しのメールを送られたり、SNSのグループからわざと外されたりする

以前のいじめの定義

「自分より弱い者に一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛を感じているもの」等の言葉が含まれていました。

現在は…

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめかどうかを判断しています。



©2015秋田県んだっチ

上の表に書かれている内容はすべていじめです。ご家庭でも「自分が直接関わっていなくても、いじめを見付けたら、止めたり周囲の大人に伝えたりするなど、一歩踏み出す勇気をもつこと」の大切さをお子さんと話し合ってください。

子どものSOSに気付いていますか？

あてはまる項目をチェックしてみましょう

表情は？

- 表情が暗く、あまり話をしなくなる
- ため息をついたり、涙を流したりしている
- 落ち着きがなかったり、おどおどしたりしている



言動は？

- パソコン・携帯電話・スマートフォンをいつも気にしている
- 学校や友達の話題が減る
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く
- 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る
- 「転校したい、学校をやめたい」などと言い出す
- 家庭から品物やお金を無断で持ち出す
- ゲームやインターネットに熱中し、現実から逃避しようとする



友達は？

- 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる
- 親しい友達が急に来なくなるなど、友達関係が変化している
- 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増えている

持ち物は？

- 帰宅した時、衣服の汚れや破れがある
- お金の使い方が荒くなり、使いみちを言いたがらない
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている

お子さんのSOSに気付いたら

「最近、誰と仲よくしてるの」
「最近、一番楽しいことは」などと問い合わせてみてください

もし、お子さんがいじめについて話したら

「よく話してくれたね。つらかったでしょう。大変だったね」
「もう我慢しなくていいよ。絶対にあなたの味方だから」と語りかけ、一人で抱え込まないように寄り添ってあげましょう。